

# 特定非営利活動法人 日本リハビリテーション看護学会誌投稿規程

## 1. 投稿者の資格

投稿者（共著者を含む）は、投稿時・掲載時ともにNPO法人日本リハビリテーション看護学会会員に限る。

ただし、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。

## 2. 原稿の種類と内容

1) 本誌の領域は、リハビリテーション看護およびその関連領域とする。原稿の内容は他誌に掲載されていないか、あるいは掲載予定（投稿中のものも含む）がないものに限る。本誌に掲載された論文の著作権は、本学会に帰属する。

2) 原稿の種類と内容は、次のとおりとする。著者は、原稿にそのいずれかを明記する。場合により、原稿の種類の変更を求めることがある。

I. 総説：看護学にかかわる特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状况を概説し、考察したもの。

II. 原著：研究論文のうち、研究そのものが独創的で、新しい知見が論理的に示されており、看護学の知識として意義が明らかであるもの。

III. 研究報告：資料的価値が高く、研究結果の意義が大きく、看護学の発展に寄与すると認められるもの。

IV. 活動報告：リハビリテーション看護活動に関する実践報告。

V. 資料：リハビリテーション看護上有用な資料。

VI. その他：リハビリテーション看護に関する提言、海外事情、関連学術集会の報告など。

## 3. 倫理的配慮の記載

特定の個人の情報を研究に用いる場合には、人権の擁護やプライバシーの保護に留意し、研究対象者に研究内容や手順を適切に説明したうえで、研究結果の公表について本人・代理人の同意を得ること。また、倫理的配慮がなされた旨を原稿中に明記すること。所属施設（および、必要があれば対象施設）の研究倫理審査規定に基づいて、例えば倫理委員会で研究計画が審査されていること、承認を得たこと等を明記する。

## 4. 投稿手続き

1) 投稿はメール投稿とする。投稿原稿をPDFファイルに保存したうえで、『日本リハビリテーション看護学会誌』編集室（jrna\_hensyu@zfhv.ftbb.net）宛てにメール添付にて投稿する。

<提出原稿>

投稿原稿は正本1部〔保管用：著者名、所属機関等を記載したもの〕、副本1部〔査読用：正本の2枚目以降／著者名を記載していないもの、本文中の氏名、所属、倫理審査機関名、謝辞のほか、著者を特定することのできる事項は伏せてあるもの〕とする。

2) 最終原稿は、Word・Excel等のファイルとして保存し、編集室宛に送付する。

## 5. 原稿の受付と採否

1) 原稿は随時受けつけるが、指定時で締め切り、審査を行う。

2) 原稿の到着日を受付日とする（受付日と到着順に付す受付番号を、投稿者に通知する）。なお、受理した原稿は原則として返却しない。

3) 原稿の採否は、編集委員会への一任とする。

4) 採用を決定したときには、編集委員会から著者に通知する。

5) 査読の結果が「不採用」の場合で、その「不採用」の理由に対して投稿者が明らかに不当と考えた場合には、不当とする理由を明記して編集委員長宛てに異議申し立てをすることができる。

## 6. 原稿執筆の要領

1) 原稿は、和文または英文とし、原則としてパソコン（Word）で作成する。

2) 書式および原稿の字数は、次のとおりとする。

(1) A4判横書きで、1頁1行の文字数を40文字、行数を30行とする。英文の場合は、ダブルスペース（半角）でタイプする。

(2) 字数は原則として、和文の場合は、原著は16,000字以内、その他は12,000字以内とする。英文の場合は、原著15,000語、その他10,000語以内とする。いずれも刷り上がり10ページ以内とする（図

表および資料を含む)。超過するものは、原則として受理しないものとする。

なお、図表の目安は次のとおりである。

刷り上がり 1 ページ : 1,600 文字相当

刷り上がり 1/2 ページ : 800 文字相当

刷り上がり 1/4 ページ : 400 文字相当

刷り上がり 1/6 ページ : 260 文字相当

- (3) 文章は新仮名づかいを用い、句読点、カッコ(「, (, [などは 1 字分) とする。外国語は、原則として原綴りで書く。
  - (4) 文体は、平易な口語体を用い、常用漢字を用いることを原則とする。人名、地名などは、原則として原語を用いる。
  - (5) 章節のはじめは、なるべく、I, II, ……1, 2, ……(1), (2), ……(1), (2) ……①, ②, ……の順とする。文中および図表中の数字はアラビア数字かローマ数字(すなわち 1, 2, 3, …… I, II, III, …)を用いる。
- 3) 原稿作成上の注意は次のとおりである。
- (1) 文章は 1 段組みで入力、段落ごとに文頭を 1 文字空ける。
  - (2) 改行の場合は、必ず文末に(強制)改行マークを打つ。
  - (3) 表や脚注は別の文書にするか、文末にまとめて入力し、文中には組み込まない。
  - (4) 数字や英文は半角文字を使用し、単位記号は原則として英文半角文字の組み合わせで入力する。また、特殊文字や記号等は使用しない。
- 4) 原稿の構成と表記方法は次のとおりである。
- \* 執筆に際しては、以下の項目を記載すること
- (1) 1 枚目
    - ① 表題(英文タイトルも併せて表記すること)
    - ② 著者名(ローマ字併記、連名の場合は全員)
    - ③ 所属機関名(英語表記併記)
    - ④ 連絡先
    - ⑤ 代表者の会員番号
    - ⑥ 希望する原稿の種類
  - (2) 2 枚目(無記名)
    - ① 和文表題
    - ② 和文抄録(400 字程度)
    - ③ 和文キーワード(5 語以内)
  - (3) 3 枚目(無記名)
    - ① 英文表題
    - ② 英文抄録(原著論文の場合は必須/250 語程度)
      - \* 英文サマリーは、できる限り native speaker

の校閲を受けること。

- ③ 英文キーワード(5 語以内)
  - (4) 4 枚目以降
    - ① 本文(表記は 10.5 ポイント明朝体)
    - ② 文献
    - ③ 図、表、資料
- 5) 図表および資料の扱い: 図表および資料等は次のとおりに作成する。
- (1) 図表・写真は、1 枚に 1 点とし、図 1・表 1・写真 1 のように表す。また、希望する右欄外に、それぞれ挿入希望位置を朱書する。
  - (2) 図表および資料については、原則としてそのまま印刷に用いられるものとする。したがって、明瞭に記載する。本文中印刷・製版に不相当と認められる図表は、書換えまたは削除を求めることがある。
- 6) 文献の表記は次のとおりである。
- (1) 文中での引用文献の記述は、括弧内に筆頭著者名、発行年を記す。同じ筆頭著者名でかつ同じ発行年の文献が複数ある場合は、文中に掲載されている順に、アルファベットの小文字を発行年数の後に付記する(文末の文献記載においても同様)。
  - (2) 文末の文献記載は、著者名をアルファベット順に記す。記載方法は次の例示のようにする。
- 【雑誌掲載論文】**
- 著者名(発行年): 論文題名、(コンマは全角) 雑誌名、巻(号)、ページの順に記載する。
- 例 1) ○元○子、○木○生(2009): 脳血管障害患者の転倒パターンの分析、日本○○看護学術誌、36(1)、34-41.
- 例 2) Wilkinson S (2004): Factors which influence how nurses communicate with cancer patients, *J. Adv. Nurs.*, 16, 677-688.
- 【単行本】**
- 著者名(発行年): 書名(版数)、発行社、発行地。の順に記載する。
- 例) ○本○茂(2000): 認知行動療法の理論と実際(第 2 版)、医学書院、東京。
- 【分担執筆】**
- 著者名(発行年): 分担執筆部分の表題、編集者名、書名(版数)、発行社、発行地、分担部分のページの順に記述する。
- 例) ○木○子(2003): チーム医療と看護、○井○正編著、リハビリテーション看護(第 1 版)、金原出版、東京、502-503.

#### 【翻訳書】

原著者名（原書の発行年次）/訳者名（翻訳の発行年次）：翻訳書の書名（版数），発行社名，発行地の順に記載する。

例) Nightingale F (1850)/湯 楨 ます 監 訳  
(1988)：看護覚え書（第4版），現代社，  
東京。

【Web ページなど，逐次的な更新が前提となっているコンテンツを引用する場合】

出版データのあとにカッコで括って検索日を記載する。

例) <http://www.jrna.or.jp/contribute.html>  
(2015.10.17)。

- (3) 文末の文献の著者名は，3名までは全員を記載し，4名以上の場合は最初の3名を記載し，以下「他」（日本語文献の場合），「et al.」（外国語文献の場合）とする。

#### 7. 著者校正

著者校正は原則として1校とする。校正の際の加筆は，原則として認めない。

#### 8. 執筆者が負担すべき費用

別刷にかかる印刷費用は，すべて著者の負担とする（実費）。

#### 附 則

この規程は，平成21年10月17日から施行する。  
本規程の改正は，平成24年4月1日から施行する。  
本規程の改正は，平成25年1月12日から施行する。  
本規程の改正は，平成25年10月5日から施行する。  
本規程の改正は，平成27年1月1日から施行する。  
本規程の改正は，平成27年10月17日から施行する。